○豊中市伊丹市クリーンランド聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則

制定　平成19年３月29日　規則第１号

改正　平成20年３月６日　規則第１号
　　令和７年３月31日　規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は，豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例（平成19年組合条例第２号。以下「条例」という。）に定めるもののほか，聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則の用語の意義は，条例の定めるところによる。

（聴聞の通知）

第３条　条例第15条第１項の規定による通知は，聴聞の期日の２週間前までに聴聞通知書（様式第１号）により行わなければならない。

２　条例第15条第３項の書面は，聴聞通知書によるものとし，条例第15条第３項の規定による掲示は，公示送達書（様式第２号）により行わなければならない。

（聴聞の期日の変更）

第４条　当事者は，管理者又は管理者から権限の委任を受けた者（以下「管理者等」という。）が条例第15条第１項又は第３項の規定による通知をした場合において，やむを得ない事情があるときは，管理者等に対し，聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

２　管理者等は，前項の規定による申出に理由があると認めるときは，聴聞の期日を変更することがある。

３　管理者等は，前項の規定により聴聞の期日を変更する場合のほか，職権で，聴聞の期日を変更することがある。

４　管理者等は，前２項の規定により聴聞の期日を変更したときは，速やかに，その旨を当事者及び参加人（当該変更時までに条例第17条第１項の規定による求めを受諾し，又は許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（関係人の参加の通知等）

第５条　条例第17条第１項の規定により主宰者が関係人に対し，聴聞に関する手続に参加することを求めるときは，当該聴聞の期日の１週間前までに通知しなければならない。

２　条例第17条第１項の規定による許可を受けようとする関係人は，聴聞の期日までに，関係人参加許可申請書（様式第３号）を主宰者に提出しなければなら

ない。

３　主宰者は，条例第17条第１項の規定により参加を許可したときは，速やかに，その旨を当該関係人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧又は写しの交付請求等）

第６条　条例第18条第１項の規定により閲覧を求め，又は条例第38条第１項（同項中第29条において第18条第１項の規定を準用する場合を除く。）の規定により写しの交付を求めようとする当事者等は，資料閲覧等請求書（様式第４号）を管理者等に提出しなければならない。

２　管理者等は，前項に規定する閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を承認したときは，その場で閲覧等をさせる場合を除き，速やかに，その閲覧等の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において，管理者等は，聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮しなければならない。

３　条例第18条第２項（条例第38条第１項の規定により写しの交付を求めることができる場合を含む。）の規定により閲覧等を求めようとする当事者等は，口頭で行うことができる。

４　管理者等は，前項の閲覧等の求めがあった場合において，当該審理において閲覧等をさせることができないとき（条例第18条第１項後段（条例第38条第１項後段の規定を含む。）の規定により拒む場合を除く。）は，その閲覧等の日時及び場所を指定し，当該当事者等に通知しなければならない。

５　前項の場合においては，主宰者は，条例第22条第１項の規定により新たな期日を定めるときは，当該閲覧等の日以後の日を定めなければならない。

（主宰者の指名）

第７条　条例第19条第１項の規定による指名は，聴聞の通知の時までに行わなければならない。

２　主宰者が条例第19条第２項各号のいずれかに該当するに至ったときは，管理者等は，速やかに，新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の許可等）

第８条　条例第20条第３項の許可を受けようとする当事者又は参加人は，補佐人出頭許可申請書（様式第５号）を主宰者に提出しなければならない。ただし，条例第22条第２項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては，この限りでない。

２　主宰者は，条例第20条第３項の許可をしたときは，速やかに，その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

３　補佐人の陳述で，当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないものについては，自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第９条　主宰者は，聴聞の期日に出頭した者の陳述が，既にした陳述と重複するとき，審理と関係ない事項にわたるときその他適当でないと認めるときは，これを制限することができる。

２　主宰者は，聴聞の期日における審理の秩序を維持するため，審理を妨害し，又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置を講ずることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条　管理者等は，聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは，その聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

２　前項の場合において，管理者等は，当事者及び参加人（その時までに条例第17条第１項の規定による求めを受諾し，又は許可を受けている者に限る。）に対し，速やかに，その旨を通知しなければならない。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第11条　条例第24条第１項の規定による調書の作成は，聴聞調書（様式第６号）により行わなければならない。

２　聴聞調書には，書面，図画，写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

３　条例第24条第３項の規定による報告書の作成は，報告書（様式第７号）により行わなければならない。

（聴聞調書及び報告書の閲覧又は写しの交付請求等）

第12条　条例第24条第４項の規定により閲覧を求め，条例第38条第２項の規定により写しの交付を求めようとする当事者又は参加人は，聴聞調書閲覧等請求書・報告書閲覧等請求書（様式第８号）を，聴聞の終結前にあっては聴聞の主宰者に，聴聞の終結後にあっては管理者等に提出しなければならない。

２　主宰者又は管理者等は，前項に規定する閲覧等を求められたときは，その場で閲覧等をさせる場合を除き，速やかに，その閲覧等の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（弁明の機会の付与の通知）

第13条　条例第28条第１項の規定による通知は，条例第28条第１項の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には，その期日。以下「提出期限等」という。）の２週間前までに弁明の機会の付与通知書（様式第９号）により行わなければならない。

２　条例第29条において準用する条例第15条第３項の書面は，弁明の機会の付与通知書によるものとし，条例第29条において準用する条例第15条第３項の規定による掲示は，公示送達書（様式第２号）により行わなければならない。

（聴聞に関する手続の準用）

第14条　第４条の規定は口頭による弁明の機会の付与について，第６条第１項及び第２項の規定は弁明の機会の付与について準用する。この場合において，

次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第４条第１項	条例第15条第１項又は第３項	条例第28条第１項又は条例第29条において準用する条例第15条第３項
	聴聞の期日	出頭すべき日時
第４条第２項及び第３項	聴聞の期日	出頭すべき日時
第４条第４項	聴聞の期日	出頭すべき日時
	当事者及び参加人（当該変更時までに条例第17条第１項の規定による求めを受諾し，又は許可を受けている者に限る。）	当事者
第６条第１項	条例第18条第１項	条例第29条において準用する条例第18条第１項
	条例第38条第１項（同項中第29条において第18条第１項の規定を準用する場合を除く。）	条例第38条第１項（同項中第29条において第18条第１項の規定を準用する場合に限る。）
	当事者等	当事者
第６条第２項	当該当事者等	当事者
	聴聞の審理における当事者等	当事者

（写しの交付部数等）

第15条　この規則又は条例第38条の規定による写しの交付は，請求１件について３部以内とする。

２　この規則による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は，当該写しの交付を受ける者から徴収する。

３　前項の費用又は条例第38条に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は，次の表のとおりとする。

区　　分	方　　法	金　　額
写しの作成	乾式複写機による複写	用紙１枚につき10円
写しの送付	郵便	郵便料金の額

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月６日規則第１号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月31日規則第２号）

この規則は，令和７年４月１日から施行する。